

令和 6 年度 経営管理実施権配分計画（大淵・内山地区）

森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 3 5 条第 1 項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和 6 年11月29日

富士市長 小長井 義正

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	配 ○5	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）							(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		(所在地) 静岡県富士市大淵6979番地の5		
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢					
1	富士市大淵	6557	50	と2	山林	0.0790	ヒノキ	73	2024.11.29	6年 (2030.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。
2	富士市大淵	888-1	52	ろ24	山林	0.6144	ヒノキ	67	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
3	富士市大淵	888-4	52	ろ26	山林	0.4713	ヒノキ	67	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
4	富士市大淵	4672	50	ち10	山林	0.1332	ヒノキ	79	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
5	富士市大淵	6570	50	と15	山林	0.1672	ヒノキ	65	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
6	富士市大淵	6571	50	と16	山林	0.0330	ヒノキ	65	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
7	富士市大淵	6573	50	ち11	山林	0.1110	ヒノキ	73	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
8	富士市大淵	6583-1	50	ち19	山林	0.3226	スギ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
9	富士市大淵	6583-2	50	ち8	山林	0.1489	ヒノキ	64	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
10	富士市大淵	6587	41	い28	山林	0.0714	スギ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
11	富士市大淵	6650	50	ち20	山林	0.3120	ヒノキ	77	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
12	富士市大淵	6651	50	ち21	山林	0.0228	ヒノキ	68	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
13	富士市大淵	4659-14	50	へ4	山林	0.0189	ヒノキ	65	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
14	富士市大淵	4659-16	50	へ4	山林	0.1175	ヒノキ	65	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
15	富士市大淵	4659-17	50	へ10	山林	0.1616	ヒノキ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
16	富士市大淵	4664-5	50	へ10	山林	0.0148	ヒノキ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
17	富士市大淵	6579	50	ち6	山林	0.0634	ヒノキ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
18	富士市大淵	1619-1	50	は7	山林	0.2320	ヒノキ	55	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
19	富士市大淵	1620-1	50	は8	山林	0.1612	ヒノキ	55	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									（Ａ）の森林所有者（甲）		備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市大淵	6557	50	と2	山林	0.0790	ヒノキ	73			05-10
2	富士市大淵	888-1	52	ろ24	山林	0.6144	ヒノキ	67			05-14
3	富士市大淵	888-4	52	ろ26	山林	0.4713	ヒノキ	67			05-14
4	富士市大淵	4672	50	ち10	山林	0.1332	ヒノキ	79			05-15
5	富士市大淵	6570	50	と15	山林	0.1672	ヒノキ	65			05-15
6	富士市大淵	6571	50	と16	山林	0.0330	ヒノキ	65			05-15
7	富士市大淵	6573	50	ち11	山林	0.1110	ヒノキ	73			05-15
8	富士市大淵	6583-1	50	ち19	山林	0.3226	スギ	63			05-16
9	富士市大淵	6583-2	50	ち8	山林	0.1489	ヒノキ	64			05-16
10	富士市大淵	6587	41	い28	山林	0.0714	スギ	63			05-16
11	富士市大淵	6650	50	ち20	山林	0.3120	ヒノキ	77			05-16
12	富士市大淵	6651	50	ち21	山林	0.0228	ヒノキ	68			05-16
13	富士市大淵	4659-14	50	へ4	山林	0.0189	ヒノキ	65			05-17
14	富士市大淵	4659-16	50	へ4	山林	0.1175	ヒノキ	65			05-17
15	富士市大淵	4659-17	50	へ10	山林	0.1616	ヒノキ	63			05-17
16	富士市大淵	4664-5	50	へ10	山林	0.0148	ヒノキ	63			05-17
17	富士市大淵	6579	50	ち6	山林	0.0634	ヒノキ	62			05-18
18	富士市大淵	1619-1	50	は7	山林	0.2320	ヒノキ	55			05-20
19	富士市大淵	1620-1	50	は8	山林	0.1612	ヒノキ	55			05-20

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	配○5	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）				(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝				(所在地) 静岡県富士市大淵6979番地の5			
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）				(名称) 富士市長 小長井 義正				(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実 施権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費 を控除してなお収益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢					
20	富士市大淵	1621	50	は9-1	山林	0.3477	ヒノキ	65	2024.11.29	6年 (2030.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。	
21	富士市大淵	6641	41	い63	山林	0.029	ヒノキ	73	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
22	富士市大淵	6664-1	50	ち30	山林	0.2052	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
23	富士市大淵	6581-1	50	ち9	山林	0.1257	ヒノキ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
24	富士市大淵	1247-5	52	へ5	山林	0.1283	ヒノキ	77	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
25	富士市大淵	1292-5	51	と36	山林	0.3454	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
26	富士市大淵	1292-6	51	と37	山林	0.0534	ヒノキ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
27	富士市大淵	1292-7	51	と38	山林	0.0114	ヒノキ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
28	富士市大淵	1292-8	51	と35	山林	0.0541	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
29	富士市大淵	1402-13	51	に20	山林	0.0079	ヒノキ	64	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
30	富士市大淵	1402-5	51	に20	山林	0.1404	ヒノキ	64	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
31	富士市大淵	5702-2	51	へ12-2	山林	0.0657	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
32	富士市大淵	4690-3	51	へ12-3	山林	0.0082	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
33	富士市大淵	5702-4	51	へ12-2	山林	0.0036	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
34	富士市大淵	1294-1	51	と23	山林	1.5150	ヒノキ	58	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
35	富士市大淵	1406-1	51	に24	山林	0.5986	ヒノキ	64	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
36	富士市大淵	1630	50	に52	山林	0.3801	ヒノキ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
37	富士市大淵	1282-2	52	と27	山林	0.2342	ヒノキ	73	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
38	富士市大淵	1282-4	52	と27	山林	0.1090	ヒノキ	73	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									（Ａ）の森林所有者（甲）		備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
20	富士市大淵	1621	50	は9-1	山林	0.3477	ヒノキ	65			05-20
21	富士市大淵	6641	41	い63	山林	0.029	ヒノキ	73			05-21
22	富士市大淵	6664-1	50	ち30	山林	0.2052	スギ	60			05-21
23	富士市大淵	6581-1	50	ち9	山林	0.1257	ヒノキ	63			05-24
24	富士市大淵	1247-5	52	へ5	山林	0.1283	ヒノキ	77			05-25
25	富士市大淵	1292-5	51	と36	山林	0.3454	スギ	60			05-28
26	富士市大淵	1292-6	51	と37	山林	0.0534	ヒノキ	60			05-28
27	富士市大淵	1292-7	51	と38	山林	0.0114	ヒノキ	60			05-28
28	富士市大淵	1292-8	51	と35	山林	0.0541	スギ	60			05-28
29	富士市大淵	1402-13	51	に20	山林	0.0079	ヒノキ	61			05-30
30	富士市大淵	1402-5	51	に20	山林	0.1404	ヒノキ	64			05-30
31	富士市大淵	5702-2	51	へ12-2	山林	0.0657	スギ	60			05-30
32	富士市大淵	4690-3	51	へ12-3	山林	0.0082	スギ	60			05-30
33	富士市大淵	5702-4	51	へ12-2	山林	0.0036	スギ	60			05-30
34	富士市大淵	1294-1	51	と23	山林	1.5150	ヒノキ	58			05-31
35	富士市大淵	1406-1	51	に24	山林	0.5986	ヒノキ	61			05-35
36	富士市大淵	1630	50	に52	山林	0.3801	ヒノキ	60			05-37
37	富士市大淵	1282-2	52	と27	山林	0.2342	ヒノキ	73			05-38
38	富士市大淵	1282-4	52	と27	山林	0.1090	ヒノキ	73			05-38

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 番	理 号	配○5	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）						(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝			(所在地) 静岡県富士市大淵6979番地の5		
			経営管理実施権を設定する市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
39	富士市大淵	1282-7	52	と27	山林	0.0576	ヒノキ	73	2024.11.29	6年 (2030.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。	
40	富士市大淵	1614-1	50	は13	山林	0.1890	ヒノキ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
41	富士市大淵	1616-1	50	は12	山林	0.2943	ヒノキ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
42	富士市大淵	6655-3	50	ち24	山林	0.1190	ヒノキ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
43	富士市大淵	6654-1	50	ち24	山林	0.1002	ヒノキ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
44	富士市大淵	6655-1	50	ち27	山林	0.2150	ヒノキ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
45	富士市大淵	6659	50	ち27	山林	0.3166	ヒノキ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
46	富士市大淵	1632-1	50	に50	山林	0.8787	ヒノキ スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
47	富士市大淵	4665-1	50	へ9	山林	0.1113	ヒノキ	74	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
48	富士市大淵	4665-4	50	に20	山林	0.1948	ヒノキ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
49	富士市大淵	4661-3	50	へ11	山林	0.0877	ヒノキ	65	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
50	富士市大淵	6656	50	ち25	山林	0.0148	ヒノキ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
51	富士市大淵	6660	50	ち26	山林	0.0882	ヒノキ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
52	富士市大淵	6582	50	ち18	山林	0.1900	ヒノキ	64	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
53	富士市大淵	1648-1	50	に46	山林	0.3927	ヒノキ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
54	富士市大淵	1648-2	50	に45	山林	0.1692	ヒノキ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
55	富士市大淵	1648-3	50	に44	山林	0.0694	ヒノキ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
56	富士市大淵	6575-1	50	ち15-2	山林	0.0476	ヒノキ	72	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				
57	富士市大淵	6575-3	50	ち15-1	山林	0.0797	ヒノキ	72	2024.11.29	6年 (2030.3.31)				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									（Ａ）の森林所有者（甲）		備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
39	富士市大淵	1282-7	52	と27	山林	0.0576	ヒノキ	73			05-38
40	富士市大淵	1614-1	50	は13	山林	0.1890	ヒノキ	60			05-41
41	富士市大淵	1616-1	50	は12	山林	0.2943	ヒノキ	60			05-41
42	富士市大淵	6655-3	50	ち24	山林	0.1190	ヒノキ	63			05-42
43	富士市大淵	6654-1	50	ち24	山林	0.1002	ヒノキ	63			05-42
44	富士市大淵	6655-1	50	ち27	山林	0.2150	ヒノキ	63			05-42
45	富士市大淵	6659	50	ち27	山林	0.3166	ヒノキ	63			05-42
46	富士市大淵	1632-1	50	に50	山林	0.8787	ヒノキ スギ	60			05-47
47	富士市大淵	4665-1	50	へ9	山林	0.1113	ヒノキ	74			05-47
48	富士市大淵	4665-4	50	に20	山林	0.1948	ヒノキ	63			05-47
49	富士市大淵	4661-3	50	へ11	山林	0.0877	ヒノキ	65			05-49
50	富士市大淵	6656	50	ち25	山林	0.0148	ヒノキ	63			05-50
51	富士市大淵	6660	50	ち26	山林	0.0882	ヒノキ	63			05-50
52	富士市大淵	6582	50	ち18	山林	0.1900	ヒノキ	64			05-51
53	富士市大淵	1648-1	50	に46	山林	0.3927	ヒノキ	61			05-52
54	富士市大淵	1648-2	50	に45	山林	0.1692	ヒノキ	61			05-52
55	富士市大淵	1648-3	50	に44	山林	0.0694	ヒノキ	61			05-52
56	富士市大淵	6575-1	50	ち15-2	山林	0.0476	ヒノキ	72			05-53
57	富士市大淵	6575-3	50	ち15-1	山林	0.0797	ヒノキ	72			05-53

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	配○5	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）							(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝			(所在地) 静岡県富士市大淵6979番地の5	
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期				
58	富士市大淵	6585	41	い26	山林	0.1229	スギ	72	2024.11.29	6年 (2030.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。
59	富士市大淵	6586	41	い27	山林	0.0357	スギ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
60	富士市大淵	4670-2	50	へ33	山林	0.2007	スギ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
61	富士市大淵	1441-1	50	ほ4	山林	0.0975	ヒノキ	52	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
62	富士市大淵	1635-1	50	に24	山林	0.2797	ヒノキ	72	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
63	富士市大淵	1636-1	50	に23	山林	0.0941	ヒノキ	72	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
64	富士市大淵	1636-4	50	に23	山林	0.0013	ヒノキ	72	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
65	富士市大淵	1640-8	50	へ19	山林	0.1927	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
66	富士市大淵	4663-1	50	へ17	山林	0.0631	ヒノキ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
67	富士市大淵	4664-1	50	へ16	山林	0.2100	ヒノキ	64	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
68	富士市大淵	4664-9	50	へ19	山林	0.2033	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
69	富士市大淵	4666	50	へ20	山林	0.1490	ヒノキ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
70	富士市大淵	4667-1	50	へ23	山林	0.1737	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
71	富士市大淵	4667-2	50	へ21・22	山林	0.2350	ヒノキ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
72	富士市大淵	4667-3	50	へ21	山林	0.0106	ヒノキ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
73	富士市大淵	4667-5	50	へ23	山林	0.0789	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
74	富士市大淵	4667-7	50	へ21	山林	0.0063	ヒノキ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
75	富士市大淵	4667-9	50	へ21	山林	0.0002	ヒノキ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
76	富士市大淵	4668-2	50	へ18	山林	0.0205	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									（Ａ）の森林所有者（甲）		備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
58	富士市大淵	6585	41	い26	山林	0.1229	スギ	72			05-54
59	富士市大淵	6586	41	い27	山林	0.0357	スギ	63			05-54
60	富士市大淵	4670-2	50	へ33	山林	0.2007	スギ	63			05-58
61	富士市大淵	1441-1	50	ほ4	山林	0.0975	ヒノキ	52			05-59
62	富士市大淵	1635-1	50	に24	山林	0.2797	ヒノキ	72			05-59
63	富士市大淵	1636-1	50	に23	山林	0.0941	ヒノキ	72			05-59
64	富士市大淵	1636-4	50	に23	山林	0.0013	ヒノキ	72			05-59
65	富士市大淵	1640-8	50	へ19	山林	0.1927	スギ	60			05-59
66	富士市大淵	4663-1	50	へ17	山林	0.0631	ヒノキ	63			05-59
67	富士市大淵	4664-1	50	へ16	山林	0.2100	ヒノキ	64			05-59
68	富士市大淵	4664-9	50	へ19	山林	0.2033	スギ	60			05-59
69	富士市大淵	4666	50	へ20	山林	0.1490	ヒノキ	60			05-59
70	富士市大淵	4667-1	50	へ23	山林	0.1737	スギ	60			05-59
71	富士市大淵	4667-2	50	へ21・22	山林	0.2350	ヒノキ	60			05-59
72	富士市大淵	4667-3	50	へ21	山林	0.0106	ヒノキ	60			05-59
73	富士市大淵	4667-5	50	へ23	山林	0.0789	スギ	60			05-59
74	富士市大淵	4667-7	50	へ21	山林	0.0063	ヒノキ	60			05-59
75	富士市大淵	4667-9	50	へ21	山林	0.0002	ヒノキ	60			05-59
76	富士市大淵	4668-2	50	へ18	山林	0.0205	スギ	60			05-59

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	配○5	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）							(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝			(所在地) 静岡県富士市大淵6979番地の5	
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期				
77	富士市大淵	4669-3	50	へ23	山林	0.0201	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。
78	富士市大淵	1634	50	に25	山林	0.1828	ヒノキ	72	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
79	富士市大淵	915-1	52	ろ14	山林	0.2330	ヒノキ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
80	富士市大淵	966-1	52	は25	山林	0.0532	ヒノキ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
81	富士市大淵	980-3	52	は26・27	山林	0.3242	ヒノキ	59	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
82	富士市大淵	1417-5	51	に50・51・52-1	山林	0.4723	ヒノキ スギ	61・63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
83	富士市大淵	1425-1	50	ほ3-2	山林	0.0981	ヒノキ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
84	富士市大淵	1428-1	50	ほ2・2-1	山林	0.4396	ヒノキ スギ	62・42	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
85	富士市大淵	4684-2	51	ほ9	山林	0.2426	スギ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
86	富士市大淵	4685	51	へ45	山林	0.4003	スギ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
87	富士市大淵	4691-3	51	ほ8	山林	0.0446	スギ	64	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
88	富士市大淵	5714	51	へ46	山林	0.0955	スギ	75	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
89	富士市大淵	5717	51	へ47	山林	0.0403	スギ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
90	富士市大淵	5720	51	へ64	山林	0.1652	ヒノキ	44	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
91	富士市大淵	5722	51	へ64	山林	0.0965	ヒノキ	44	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
92	富士市大淵	1624-3	50	は15	山林	0.0894	スギ	66	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
93	富士市大淵	1430-1	50	ほ3-1	山林	0.6896	ヒノキ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
94	富士市大淵	5704	51	へ17	山林	0.0330	スギ	60	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
95	富士市大淵	5705	51	へ18-2・23-2・24	山林	0.1497	スギ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									（Ａ）の森林所有者（甲）		備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
77	富士市大淵	4669-3	50	へ23	山林	0.0201	スギ	60			05-59
78	富士市大淵	1634	50	に25	山林	0.1828	ヒノキ	72			05-59
79	富士市大淵	915-1	52	ろ14	山林	0.2330	ヒノキ	61			05-60
80	富士市大淵	966-1	52	は25	山林	0.0532	ヒノキ	61			05-60
81	富士市大淵	980-3	52	は26・27	山林	0.3242	ヒノキ	59			05-60
82	富士市大淵	1417-5	51	に50・51・ 52-1	山林	0.4723	ヒノキ スギ	61・63			05-61
83	富士市大淵	1425-1	50	ほ3-2	山林	0.0981	ヒノキ	61			05-61
84	富士市大淵	1428-1	50	ほ2・2-1	山林	0.4396	ヒノキ スギ	62・42			05-61
85	富士市大淵	4684-2	51	ほ9	山林	0.2426	スギ	61			05-61
86	富士市大淵	4685	51	へ45	山林	0.4003	スギ	62			05-61
87	富士市大淵	4691-3	51	ほ8	山林	0.0446	スギ	64			05-61
88	富士市大淵	5714	51	へ46	山林	0.0955	スギ	75			05-61
89	富士市大淵	5717	51	へ47	山林	0.0403	スギ	62			05-61
90	富士市大淵	5720	51	へ64	山林	0.1652	ヒノキ	44			05-61
91	富士市大淵	5722	51	へ64	山林	0.0965	ヒノキ	44			05-61
92	富士市大淵	1624-3	50	は15	山林	0.0894	スギ	66			05-62
93	富士市大淵	1430-1	50	ほ3-1	山林	0.6896	ヒノキ	61			05-63
94	富士市大淵	5704	51	へ17	山林	0.0330	スギ	60			05-64
95	富士市大淵	5705	51	へ18-2・ 23-2・24	山林	0.1497	スギ	62			05-64

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	配 ○5	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）							(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		(所在地) 静岡県富士市大淵6979番地の5	
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費 を控除してなお収益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
96	富士市大淵	5706	51	へ26	山林	0.0112	スギ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。
97	富士市大淵	5707	51	へ25	山林	0.0542	スギ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
98	富士市大淵	1395-5	51	は32	山林	0.0431	ヒノキ	72	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
99	富士市大淵	1396-1	51	は32	山林	0.2207	ヒノキ	72	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
100	富士市大淵	1412-1	51	に39-2	山林	0.0866	ヒノキ	58	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
101	富士市大淵	1423	51	に39-1	山林	0.3795	ヒノキ	58	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
102	富士市大淵	1424-1	51	に39-1	山林	0.0140	ヒノキ	58	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
103	富士市大淵	1424-2	51	に39-1	山林	0.0194	ヒノキ	58	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
104	富士市大淵	1431-1	50	は21	山林	0.1864	ヒノキ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
105	富士市大淵	1431-2	50	は21	山林	0.0082	ヒノキ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
106	富士市大淵	1432-1	50	は22	山林	0.2198	ヒノキ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
107	富士市大淵	1432-2	50	は23	山林	0.2221	ヒノキ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
108	富士市大淵	1432-3	50	は18	山林	0.0690	ヒノキ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
109	富士市大淵	1432-4	50	は24	山林	0.0409	ヒノキ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
110	富士市大淵	1395-1	51	は31	山林	0.0605	ヒノキ	72	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
111	富士市大淵	4656	50	へ32	山林	0.4244	スギ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
112	富士市大淵	4669-1	50	へ31	山林	0.4085	スギ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
113	富士市大淵	4669-2	50	へ24	山林	0.0904	スギ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		
114	富士市大淵	4669-5	50	へ25	山林	0.1087	スギ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									（Ａ）の森林所有者（甲）		備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
96	富士市大淵	5706	51	へ26	山林	0.0112	スギ	62			05-64
97	富士市大淵	5707	51	へ25	山林	0.0542	スギ	62			05-64
98	富士市大淵	1395-5	51	ほ32	山林	0.0431	ヒノキ	72			05-65
99	富士市大淵	1396-1	51	ほ32	山林	0.2207	ヒノキ	72			05-65
100	富士市大淵	1412-1	51	に39-2	山林	0.0866	ヒノキ	58			05-65
101	富士市大淵	1423	51	に39-1	山林	0.3795	ヒノキ	58			05-65
102	富士市大淵	1424-1	51	に39-1	山林	0.0140	ヒノキ	58			05-65
103	富士市大淵	1424-2	51	に39-1	山林	0.0194	ヒノキ	58			05-65
104	富士市大淵	1431-1	50	ほ21	山林	0.1864	ヒノキ	62			05-65
105	富士市大淵	1431-2	50	ほ21	山林	0.0082	ヒノキ	62			05-65
106	富士市大淵	1432-1	50	ほ22	山林	0.2198	ヒノキ	62			05-65
107	富士市大淵	1432-2	50	ほ23	山林	0.2221	ヒノキ	62			05-65
108	富士市大淵	1432-3	50	ほ18	山林	0.0690	ヒノキ	62			05-65
109	富士市大淵	1432-4	50	ほ24	山林	0.0409	ヒノキ	62			05-65
110	富士市大淵	1395-1	51	ほ31	山林	0.0605	ヒノキ	72			05-65
111	富士市大淵	4656	50	へ32	山林	0.4244	スギ	63			05-68
112	富士市大淵	4669-1	50	へ31	山林	0.4085	スギ	63			05-68
113	富士市大淵	4669-2	50	へ24	山林	0.0904	スギ	63			05-68
114	富士市大淵	4669-5	50	へ25	山林	0.1087	スギ	63			05-68

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	配○5	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）			(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝					(所在地) 静岡県富士市大淵6979番地の5			
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）			(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実 施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実 施権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費 を控除してなお収益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実 施権の始期				
115	富士市大淵	4669-7	50	へ25	山林	0.0012	スギ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。	
116	富士市大淵	4670-1	50	へ32	山林	0.1996	スギ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
117	富士市大淵	4671-3	50	へ32	山林	0.0452	スギ	63	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
118	富士市大淵	6558-1	50	と1	山林	0.1737	スギ	73	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
119	富士市大淵	6558-3	50	と1	山林	0.0395	スギ	73	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
120	富士市大淵	6559-1	50	と4	山林	0.0600	スギ	73	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
121	富士市大淵	6559-4	50	と1	山林	0.0025	スギ	73	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
122	富士市大淵	1629-1	50	に53	山林	0.2164	ヒノキ	53	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
123	富士市大淵	1629-2	50	に53	山林	0.0322	ヒノキ	53	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
124	富士市大淵	1633-1	50	に48	山林	0.3713	ヒノキ	72	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
125	富士市大淵	1633-2	50	に47	山林	0.2181	スギ	62	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
126	富士市大淵	1633-3	50	に49	山林	0.0879	ヒノキ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
127	富士市大淵	1633-4	50	に26	山林	0.1748	ヒノキ	72	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
128	富士市大淵	1417-2	51	に49	山林	0.2307	ヒノキ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
129	富士市大淵	1417-3	51	に49	山林	0.2585	ヒノキ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
130	富士市大淵	1417-4	51	に49	山林	0.0578	ヒノキ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
131	富士市大淵	4684-1	51	ほ10	山林	0.1028	スギ	61	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
132	富士市大淵	1280-5	52	と43・46	山林	1.5882	ヒノキ	65	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			
133	富士市大淵	1280-8	52	と45・47	山林	0.1125	ヒノキ	65	2024.11.29	6年 (2030.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									（Ａ）の森林所有者（甲）		備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
115	富士市大淵	4669-7	50	へ25	山林	0.0012	スギ	63			05-68
116	富士市大淵	4670-1	50	へ32	山林	0.1996	スギ	63			05-68
117	富士市大淵	4671-3	50	へ32	山林	0.0452	スギ	63			05-68
118	富士市大淵	6558-1	50	と1	山林	0.1737	スギ	73			05-68
119	富士市大淵	6558-3	50	と1	山林	0.0395	スギ	73			05-68
120	富士市大淵	6559-1	50	と4	山林	0.0600	スギ	73			05-68
121	富士市大淵	6559-4	50	と1	山林	0.0025	スギ	73			05-68
122	富士市大淵	1629-1	50	に53	山林	0.2164	ヒノキ	53			05-70
123	富士市大淵	1629-2	50	に53	山林	0.0322	ヒノキ	53			05-70
124	富士市大淵	1633-1	50	に48	山林	0.3713	ヒノキ	72			05-70
125	富士市大淵	1633-2	50	に47	山林	0.2181	スギ	62			05-70
126	富士市大淵	1633-3	50	に49	山林	0.0879	ヒノキ	61			05-70
127	富士市大淵	1633-4	50	に26	山林	0.1748	ヒノキ	72			05-70
128	富士市大淵	1417-2	51	に49	山林	0.2307	ヒノキ	61			05-71
129	富士市大淵	1417-3	51	に49	山林	0.2585	ヒノキ	61			05-71
130	富士市大淵	1417-4	51	に49	山林	0.0578	ヒノキ	61			05-71
131	富士市大淵	4684-1	51	ほ10	山林	0.1028	スギ	61			05-71
132	富士市大淵	1280-5	52	と43・46	山林	1.5882	ヒノキ	65			05-72
133	富士市大淵	1280-8	52	と45・47	山林	0.1125	ヒノキ	65			05-72

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

[illegible]

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									（Ａ）の森林所有者（甲）		備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
134	富士市大淵	1280-9	52	と48・49	山林	0.0208	ヒノキ	65			05-72
135	富士市大淵	1280-1	52	と51	山林	0.0713	ヒノキ	65			05-73
136	富士市大淵	1280-6	52	と50	山林	0.1780	ヒノキ	65			05-73
137	富士市大淵	1280-7	52	と44	山林	0.1427	ヒノキ	65			05-73
138	富士市大淵	5323-1	48	ろ1	山林	0.4240	ヒノキ	75			05-73
139	富士市大淵	5327	48	ろ4	山林	0.1557	ヒノキ	63			05-73
140	富士市大淵	1402-10	51	に18-2	山林	0.0747	ヒノキ	64			05-76
141	富士市大淵	1402-2	51	に16	山林	0.0188	ヒノキ	64			05-76
142	富士市大淵	1402-6	51	に18-2	山林	0.1114	ヒノキ	64			05-76
143	富士市大淵	1417-1	51	に41	山林	0.5804	ヒノキ	62			05-77
144	富士市大淵	1408-1	51	に30	山林	0.0178	ヒノキ	64			05-77
145	富士市大淵	1407-1	51	に25・32	山林	0.3040	ヒノキ	62			05-79
146	富士市大淵	6661-4	50	ち29	山林	0.1132	ヒノキ	92			05-82
147	富士市大淵	6664-2	50	ち29	山林	0.0100	ヒノキ	92			05-82
148	富士市大淵	6661-1	50	ち28	山林	0.1495	ヒノキ	42			05-82
この計画に同意する。 権利の設定を受ける者（丙） 所在地 静岡県富士市大淵6979番地の5 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝 権利を設定をする市町村（乙） 所在地 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市長 小長井 義正											
（記載注意） （１） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。 （２） （Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。 （３） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。 （４） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。 （５） 当該経営管理実施権配分計画（写）に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。											

2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

（1）経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を受受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

（2）森林施業による測量の実施

- ① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測量を実施するものとする。
- ② 丙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標等）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。
- ③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

（3）丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

（4）乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

（5）経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

（6）経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

（7）経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて（3）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生じて、（10）により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額(D)が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)、(2)、(10)、(14)に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)、(2)、(10)、(14)に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

- ① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。
- ② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。